

神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則の一部を改正する 規則の概要

1 改正の趣旨

県民等に対する周知効果などの点でインターネットの利用による公表に優位性が認められる現状を踏まえ、指定管理者の公募の公告方法について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

指定管理者の公募の公告方法を「神奈川県公報」から「インターネットの利用その他の方法」に改める。（第4条関係）

3 施行期日

公布の日から施行する。